

「人ある限り人権を」No.3



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722 倉吉市役所企画振興部人権局 人権政策課

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

「人権侵害救済法」 早期制定に向けて

部落解放・人権政策確立要求第一次中央集会和衆参国會議員への要請行動を展開

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会の二〇一一年度第一次中央集会在十一月三十日（水）午後一時から参議院議員会館一階講堂で開催され、全国各地から行政職員、運動団体関係者など六百人が参加しました。また、その後、衆参国會議員への要請行動が行われました。

集会では、組坂繁之中央実行委員会副会長の開会あいさつ、大谷暢顕（真宗大谷派門主）中央実行委員会会長あいさつ（代読）では、「人権侵害救済法」は来年一月の通常国会に

提出予定であり、成立すればようやくアジアの人権大国として条件が整う。五年間の取り組みの後、人権救済機関等における問題は抜本的に改正し、年間二十五万件に及ぶ人権相談に的確に対応できる組織、内容にしていかなければならないとすあいさつがありました。

来賓あいさつでも、民主党、自民党、公明党、社会民主党の代表者から人権侵害救済法の成立に向け機は熟した、法制定に全力でがんばりたいという決意が述べられました

松岡とある中央実行委員会事務局長の基調提案では、人権侵害救済法の制定を求めて以来十年が経過し、戸籍の不正取得事件や忌避意識を背景にした同和地区を問い合わせる事件など、被差別当事者のいないところで差別が発生し成立している。また、インターネットや差別街宣など



現在では、法律の未整備や制度がないことを逆手に取った確信的差別事件も発生している。このような状況の中、人権侵害救済法の早期制定は急務の課題であることが訴えられました。（4ページに続く）



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

谷 博之法務大臣政務官へ要請

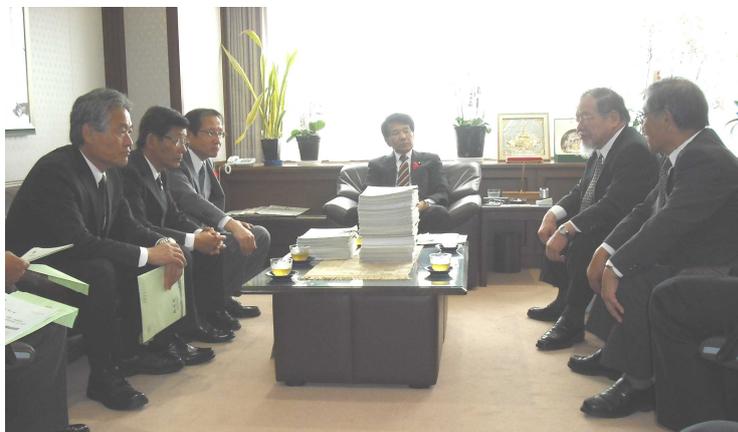
「人権侵害救済法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める要請

インターネット上において、行政の条情報等を悪用しグーグル・マップを利用して鳥取県、大阪府、滋賀県の被差別部落の地図が掲載され、公開されている問題について、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会による法務省への「人権侵害救済法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める中央要請行動が二〇一一年十月十三日（木）に行なわれました。当日の行動には、鳥取県実行委員会会長・石田耕太郎（倉吉市長）、副会長・中田幸雄（部落解放同盟鳥取県連合会委員長）、常任委員・竹内敏朗（江府町長）、北尾慶治（米子市教育長）、西山淳夫（八頭町教育長）、野際章人（鳥取市人権推進課課長補佐）、事務局三人の合計九人が参加しました。



谷 博之法務大臣政務官へ要請（法務省内）

午前中、湯原俊二衆議院議員（鳥取県）、川上義博参議院議員（鳥取県）、大島九州男参議院議員（福岡県）も同席し、国会内で民主党陳情要請対応本部副本部長 斉藤嘉隆副本部長



（参議院議員・愛知県）に要請を行いました。午後から法務省への要請行動を行いました。法務省では、法務大臣政務官室において、組坂繁之部落解放同盟中央本部委員長（中央実行



谷 博之法務大臣政務官へ要請（法務省内）



委員会副会長）も同席し、谷 博之法務大臣政務官（参議院議員・栃木県）へ石田会長から要請書が手渡され、合わせて鳥取県内で集約した団体署名166団体、個人署名15,396人分を提出しました。

2011年10月13日

法務大臣政務官 谷 博 之 様

部落解放・人権政策確立要求
鳥取県実行委員会 会長 石田耕太郎



「人権侵害救済法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める要請

インターネットは身近で便利なものとして、私たちの生活に浸透してきました。しかし、これを悪用した人権侵害・差別が発生し、大きな社会問題になっています。鳥取県でも、インターネット版部落地名総鑑ともいえる「鳥取県内の同和地区」という題名のマップがインターネットで流されました。1975年に発生した「部落地名総鑑」事件では、国は差別を流布し差別を商う図書として、この本を回収しました。この例を見ても、部落差別が存在するなかで被差別部落の所在地を流すという行為は、部落差別行為そのものだとわがざるを得ません。この「鳥取県内の同和地区」は、グーグル社の「グーグル・マップ」に自治体の条例情報を悪用、加工して作成されたものです。

鳥取県及び各自治体、部落解放同盟鳥取県連合会はグーグル社と法務局へ削除要請をしましたが、いまだに削除されていません。部落差別が野放し状態に放置されたままになっています。この状態を放置すれば新たな差別を発生させる可能性があります。早急な対策が求められています。

つきましては、

- 1 現在のプロバイダ責任制限法では限界があり、インターネット上における差別、人権侵害を禁止する何らかの新たな措置を講ずること
- 2 行政文書や条例情報の悪用を阻止する対策を講ずること
- 3 これらの差別の現状から「人権侵害救済法」を早期に制定すること

を求める「人権侵害救済法」の早期制定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める署名」を添えて強く要請します。

記

団体署名 166団体

個人署名 15,396人

要請ではとくに、鳥取県内の被差別部落を表記した「鳥取県の同和地区(被差別部落)」という題名でグーグル(Google)社のグーグル・マップを利用し条例情報を悪用・加工して作成したものがつくられ公表されている。(他にも全部で十六種類の地図が公開)プロバイダ責任制限法ではこのような問題に対応できない。グーグル(Google)社と法務局への削除要請にも関わらず、放置されたままになっているのが現状。差別が現存するなかでは、差別に利用される危険性ははらんでいることや新たな

差別を生む懸念を表明し、「人権侵害救済法」の早急な制定を求めました。これにたいして谷博之政務官は、「プロバイダ責任制限法は総務省の所管であるので、連携をとってきつとしていきたい」「グーグル・マップの問題については、我々も認識しており削除を求めている」と答えた。また、「政務三役の中で役割分担があり、人権・同和問題は自分の担当である。人権侵害救済法は年明けの次期通常国会に提出し成立させたい、自分の任期中に必ず実現したい」と答えた。



民主党陳情要請対応本部へ要請 (国会内)

した。また、組坂委員長からも、「先進国の中で、人権委員会がないのは日本ぐらいであり、国連からも再三指摘されている。まず三条委員会に基づく独立した人権委員会をつくり、被害者からの申し立てにより委員会が審議し、悪質な差別については勧告できるようにする仕組みをまづつくるのが重要」という要請も行われました。

部落解放研究第45回全国集会(岐阜)

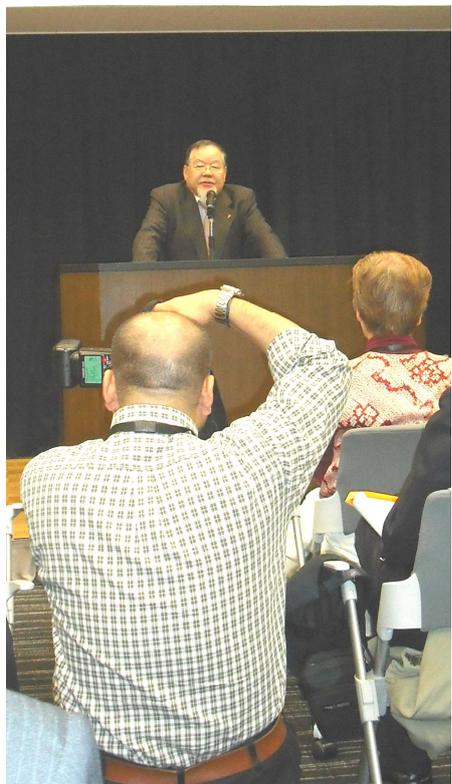
十一月九日から岐阜で開催された部落解放研究第四十五回全国集会で、グーグル・マップを利用した「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」を作成し、インターネットで公開している本人(「鳥取ループ」)が分科会に出席し、報告者に質問をおこないました。また、その様子をブログや電子本として発行するなど、この地図が差別につながるという認識はまったくなく、正当化するかのとき内容を掲載しています。



鳥取県実行委員会中央要請行動参加者 (法務省)

3年度 部落解放・人権政策確立要

部落解放・人権政策確立要



組坂繁之中央実行委員会副会長

(1ページからの続き) 本年八月二日に当時の江田五月法務大臣が政務三役名で「新たな人権救済機関の設置について」(基本方針)を公表しました。その内容は、人権委員会を「第三条委員会」として法務局外局に設置することを柱に、地方組織も全国の法務局・地方法務局を活用することとしている。また、調査拒否等に対する過料制裁やメディア規制条項などは設けず、制度発足後五年後に実績をふまえ抜本的修正を行うとする内容となっています。そして、十月には、十三日に部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会(会長 石田倉吉市長)が谷博之法務大臣政務官へ『「人権侵害救済法」の早期制

定とインターネット上における差別・人権侵害の防止策を求める要請行動』翌十四日には、部落解放中央共闘会議が平岡法務大臣、輿石民主党幹事長、前原民主党政策調査会長に人権侵害救済法早期制定の要請行動があいついで行われました。その中で、平岡法務大臣、谷博之法務大臣政務官も新たな人権救済機関の設置を柱とする人権侵害救済法案を次期通常国会で提出し成立させるよう決意を述べています。現在、基本方針をふまえて、来年一月から開催される次期通常国会に「人権侵害救済法案」を提出できるよう法務省を中心に準備が進められている段階です。

要請行動：衆議院第2議員会館



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会として今回の中央行動には、鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、日吉津村、大山町、南部町の町長、教育長など行政関係者、解放同盟鳥取県連関係者など約三十人が参加しました。集会終了後、東・中・西に別れ鳥取県と秋田県選出の国会議員(衆参合計十三人)に人権侵害救済法制定に向けて、法の必要性と差別の現実をしっかりと訴え法制定に向けての理解と協力を強く求める要請行動をおこないました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会2011年度学習会

シンポジウム 「インターネット上の差別と人権を考える」

日時 2012年2月22日(水)

午後1時受付 1時30分開会～午後4時予定

場所 倉吉未来中心小ホール

パネリスト(予定者)

入場無料

北口 末廣 近畿大学教授

山崎 鈴子 部落解放同盟愛知県連合会書記次長 他

参加申し込み先 倉吉市人権政策課

TEL0858-22-8130
FAX0858-22-8135